

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合 特区名	提案事項名	整理 番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄								
						回数	【A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施 B:条件を提示して実施 C:代替案の提示 D:現行法令等での対応可能 E:対応しない F:各省が今後検討 Z:指定自治体が検討】						担当省庁の見解(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)	
						担当省庁(省庁名のみ記載)	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨		
つくば国際 戦略総合特区	藻類大量培養 実証用地に係 る農地要件の 特例措置	1721	<p>・「農地法関係事務に係る処理基準について」第1全般的事項(1)農地等の定義[1]に規定する『「耕作」とは土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することをいい』とされている部分のうち「土地に労費を加え」が、藻類大量培養実証設備に適用があるかどうか疑義があり、実用化の障壁となっている。</p> <p>・特区内の培養地は、農地として取り扱えるよう、上記定義の判断基準の特例措置あるいは解釈の指針を設け、明確化すること。</p> <p>・上記が認められた場合には、農業者以外の実施主体が農地を借り受けられるよう、併せて措置すること。</p>	<p>・藻類は、農林水産省の「緑と水の環境技術革命総合戦略」の重点分野として、新規資源作物に位置付けられている。</p> <p>・大量培養実証に用いるポトリオコックス(光合成により増殖する独立栄養性藻類)には、水利インフラが整い、日当たりが良く、平坦な土地が必要であるなど、好条件が整った土地、すなわち上質な耕作放棄地が必要である。</p> <p>・本来、水田に水を張り、直に藻類を培養する方法を採用すれば、実証用地は、左記の「農地」の定義に該当し、農地転用を必要とするものではないと想定される。しかし、この培養方法では、雑菌等によるコンタミネーションが生じるため、生産性が著しく低くなる。</p> <p>・今回の実証では、生産性を高めるため、水田に遮水シートを敷設し、オープンポンドの中にプラスチック製の薄い膜のチューブ状のリアクターを設置して、その中で藻類を培養するという新規性のある技術を利用する。</p> <p>・しかし、こうした工程を導入すると、「土地に労費を加え」という「耕作」の要件に該当するかどうか疑義が生じる。</p> <p>・こうした判断に迷う事例については、実務上は、農地転用を要するものと判断されてしまう。</p> <p>・このような運用では、藻類を新規作物資源として重点分野に位置づける「緑と水の環境技術革命総合戦略」に支障を来たすばかりか、当該農地の所有者(農業者)に、固定資産税、相続税の大幅上昇による、過重な負担を強いることとなり、実用化する上での妨げとなっている。</p>	農地法関係事務に係る処理基準について【通知】	農林水産省	農林水産省経営局農地政策課、農業振興局農村計画課	農地法第2条第1項、第3条及び第5条、農地法関係事務に係る処理基準第1の(1)の①	E	—	—	国内の農業生産の基盤であり、現在及び将来における国民のための限られた資源である農地を確保し、農地として最大限有効利用するため、農地の転用について規制するとともに、耕作目的の農地の権利取得について適正かつ効率的に利用する者に限りこれを認める。	提案によれば、ほ場の周縁部に盛土を行ったりポンプ部の土地を掘削するなどの形質変更を加えることが計画されており、通常の水田として利用が保全されるものとは認められず、また、将来的にスムーズに稲作を再開できる仕組みを検討することとされているが、その具体的な仕組みが明らかにされていないことから、農地として扱うことはできない。	
									Z	—	—		通常の水田として利用することが不可能となるような形質変更を行わず、将来、担い手が希望した場合には水田としての利用を再開できる状態が維持されるのであれば、本事案については、当該農地を転用することなく利用することは可能と考えている。 なお、形質変更の程度等の問題に関しては、具体的な計画に基づき個別に判断する必要があるため、詳細については別途相談されたい。	

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合 特区名	提案事項名	整理 番号	指定自治体の回答 【a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他】		内閣府整理 【i)取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii)取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii)現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv)自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v)一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi)国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの】	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理(i～vi)
つくば国際 戦略総合特 区	藻類大量培養 実証用地に係 る農地要件の 特例措置	1721	d	<p>・本特区では、農林水産省「緑と水の環境技術革命総合戦略」の重点分野である新規資源作物・藻類を、将来的に農産物と位置付けた上で、耕作放棄地(農地)を活用して栽培し、藻類産業の育成や普及を図ってまいりたい。そのことは、農地の保全や活用促進、農業者など多様な従事者の参画にも資するものと考えている。</p> <p>・一方で、貴省の見解では、「ほ場の周縁部に盛土やポンプ部の土地を掘削するなどの水田の形質変更」と「将来的にスムーズに稲作を再開できる仕組みの具体的内容が現段階で明らかになっていない」ことの2点により、同栽培地を農地として扱うことができないこととされた。本特区では、先に述べた観点から、貴省の助言を踏まえ、今後とも技術面・制度面での改良をしていく用意があり、その2点をクリアすれば藻類の栽培が農地を活用して農業として行いうのと同じたい。仮に、さらに追加的な要件があるのであれば、それらを可能な限り具体的に助言いただきたい(例えば盛土及び掘削に関しては、水田にトラクター等を進入させるための盛土や、形状改善や機器設置等のための掘削などの処理は、一般に行われている実態もあると認識しているが、その「程度」が問題になるのであれば、助言等を踏まえて改善も検討していきたい)。</p> <p>・なお、本資源作物は農林水産省の重点分野である一方で、「農地法関係事務に係る処理基準」の取り扱いが論点となっていることから、例えば「総合特別区域法に基づく活動であって、一定の条件を満たすもの」については同基準上の特例措置等を追加することなどもご検討いただきたい。</p>	<p>農林水産省より実施しないとの見解が示されているが、農林水産省は、左記の自治体の見解を踏まえ①藻類栽培地を農地として扱うにあたりクリアすべき要件、及び②総合特区の特例措置を設けることについて再度検討すること。</p> <p>なお、実現に向けて自治体はスムーズに稲作を再開できる仕組みについて明らかにすること。</p>	
			b	<p>貴省の見解については、本特区からの提案である「新規資源作物・藻類を、農地を(転用することなく)活用して栽培すること」の実施について、一定の了解をいただいたものと理解している。</p> <p>ご指摘の農地の形質変更の程度等の問題については、上記の理解を前提に、貴省との調整を前向きに進めさせていただきたいと考えている。</p> <p>一方で、藻類等の新しい資源作物に係る農地利用の要件や事務の取り扱い等については、上記を踏まえれば、現行の処理基準等では明示されていないことから、普及の観点や、実務上の混乱を避けるためにも、今後、ガイドライン等において明確化していただく(もしくは特区として扱うこと)などが望ましいと考えている。</p> <p>以上の認識のもと、本協議については貴省の見解を了解させていただくが、事業の進捗に応じて、引き続き協議させていただきたい。</p>	<p>農林水産省は速やかに農地転用を必要としない形質変化の判断基準を示すこと。また、指定自治体は、農地での藻類の栽培について、提案の実現に向けて、秋の国と地方の協議において結論が得られるよう具体的な内容等について、農林水産省と引き続き協議を行うこと。</p>	iv